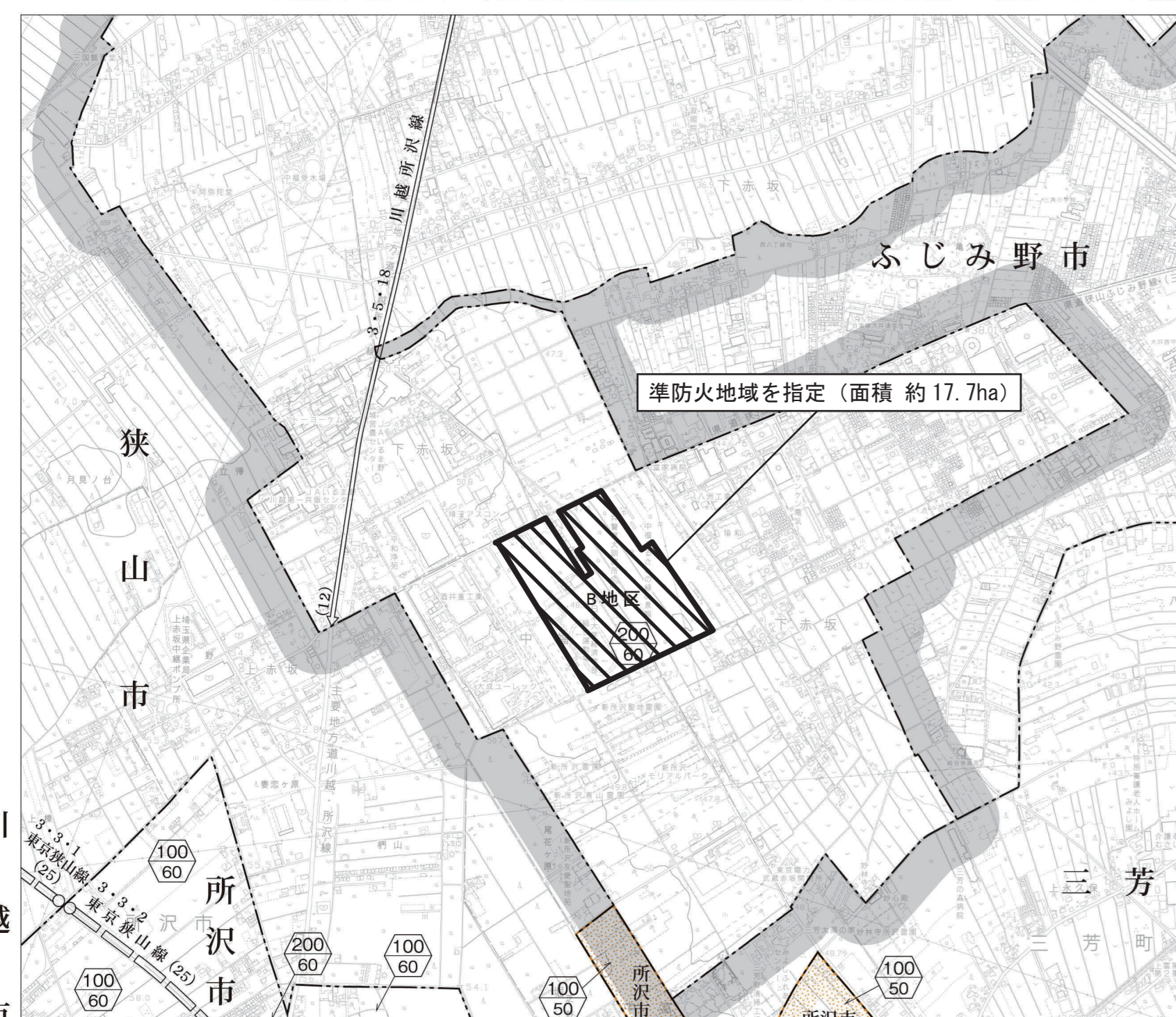
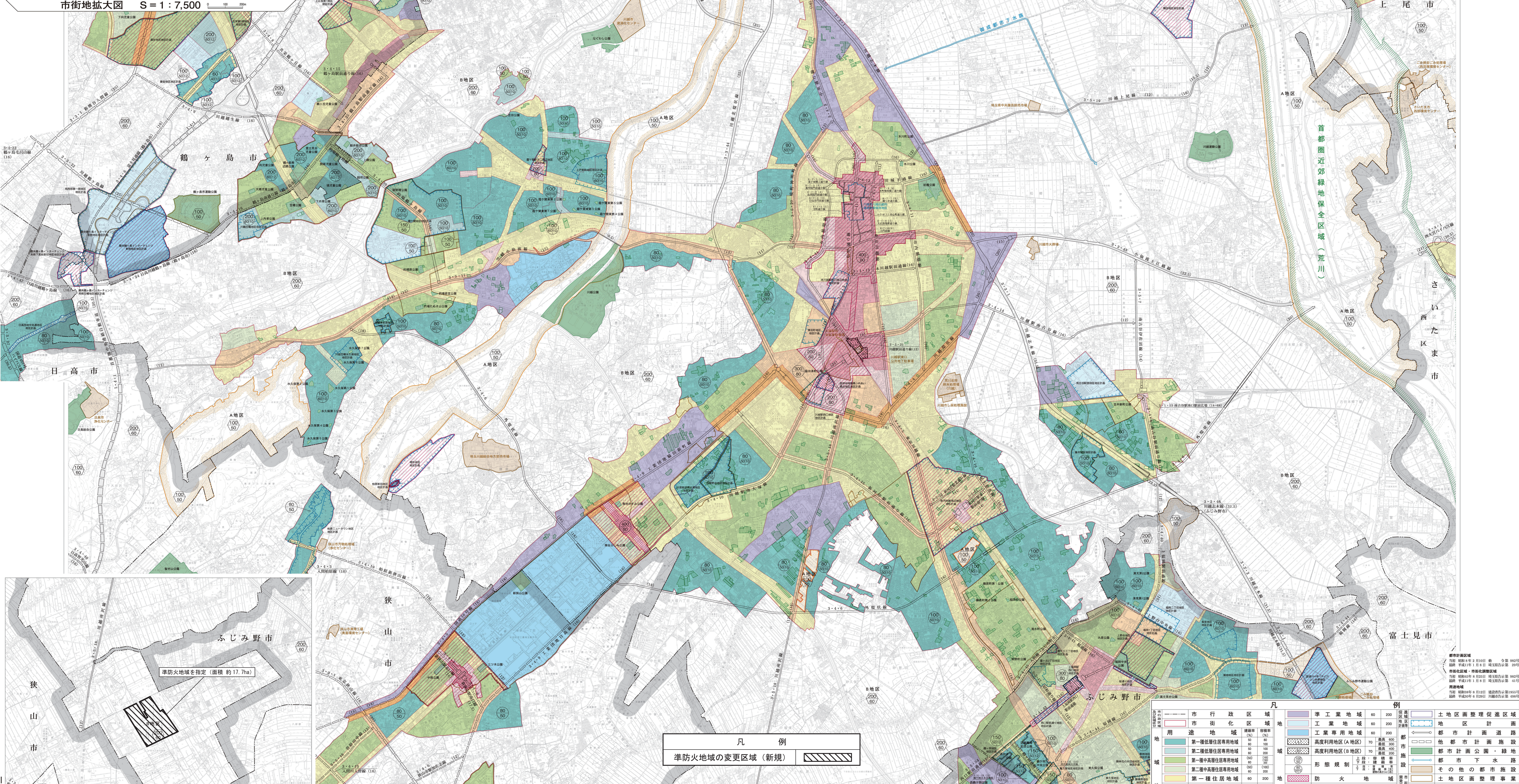
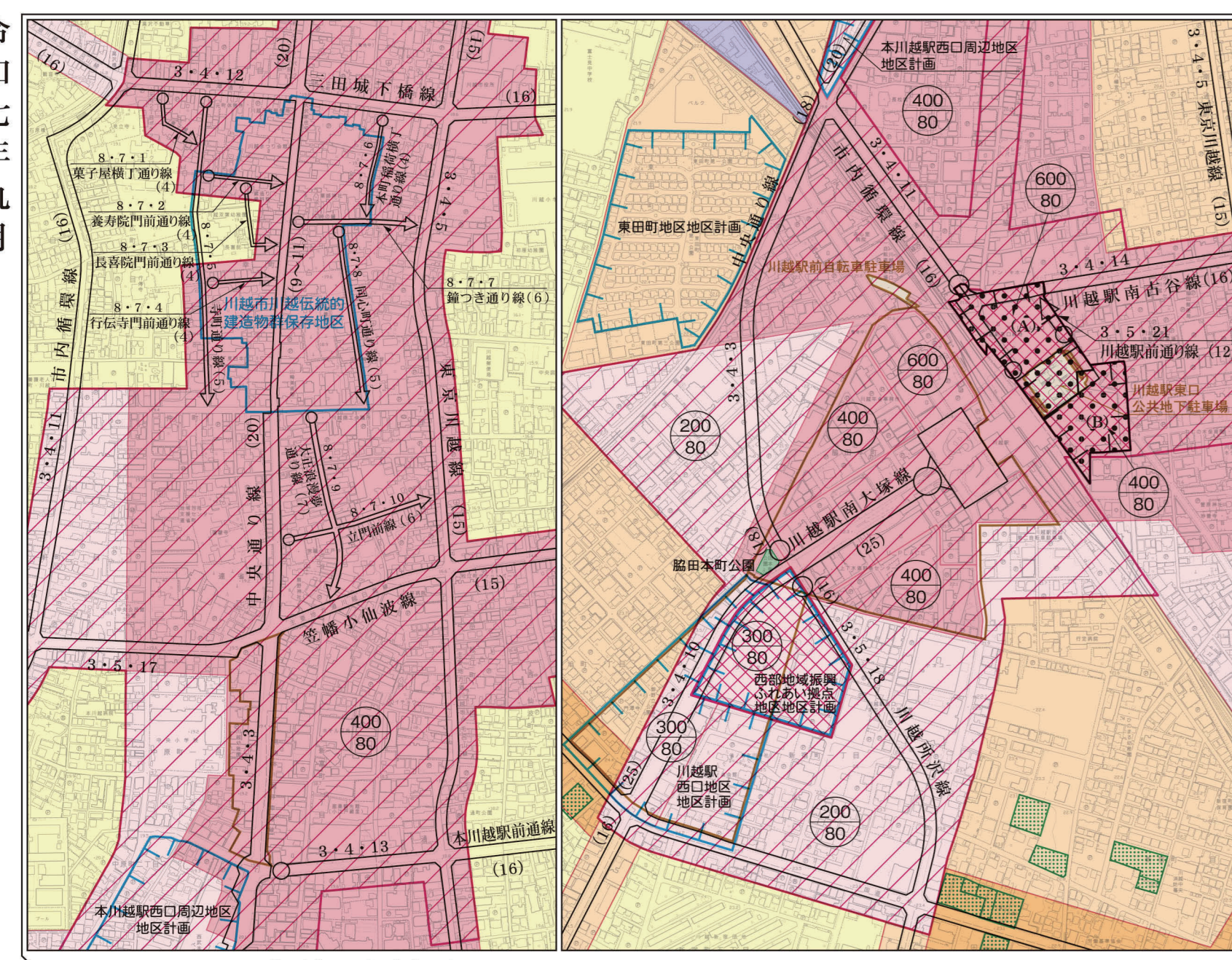
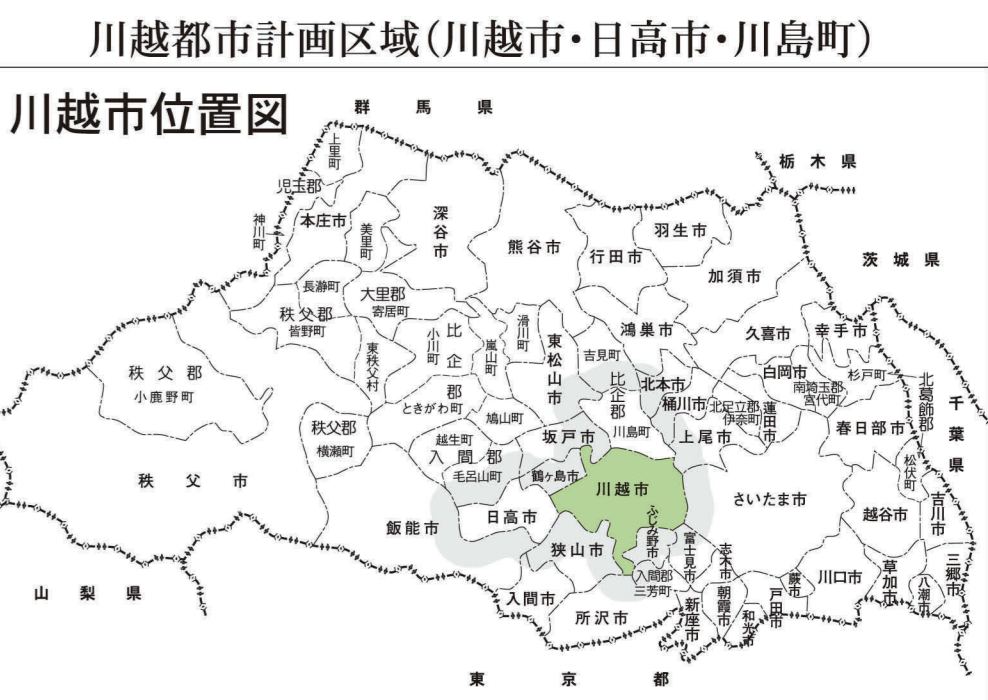


# 総括図



凡例  
準防火地域の変更区域(新規)

用途地域	容積率(%)	建ぺい率(%)	高さ制限(m)	その他
第一種低層住居専用地域	40	30	10	
第二種低層住居専用地域	50	30	10	
第一種中層住居専用地域	60	30	15	
第二種中層住居専用地域	60	30	20	
準住居地域	60	30	20	
工業専用地域	60	30	20	
工業地域	60	30	20	
準工業地域	60	30	20	
近隣商業地域	80	30	20	
商業地域	80	30	20	
高度利用地区(A地区)	70	30	30	
高度利用地区(B地区)	70	30	20	
防火地域	-	-	-	防火
土地区画整理促進区域	-	-	-	土区整
地区計画	-	-	-	地区計
都市計画公園・緑地	-	-	-	都市計
都市計画道路	-	-	-	都市計
その他の都市施設	-	-	-	都市計
土地区画整理事業	-	-	-	土区整
市街地再開発事業	-	-	-	市街地
生産緑地地区	-	-	-	生産緑
伝統的建造物保存地区	-	-	-	伝統的
近郊緑地保全区域	-	-	-	近郊緑
特定生産緑地	-	-	-	特定生

1 : 15,000  
令和七年三月一日現在(一部改正)

1. 本図は、都市計画法第11条第1項の規定に基づき、都市計画区域の用途地域を定めるものである。2. 本図は、都市計画法第11条第1項の規定に基づき、都市計画区域の用途地域を定めるものである。3. 本図は、都市計画法第11条第1項の規定に基づき、都市計画区域の用途地域を定めるものである。

4. 本図は、都市計画法第11条第1項の規定に基づき、都市計画区域の用途地域を定めるものである。5. 本図は、都市計画法第11条第1項の規定に基づき、都市計画区域の用途地域を定めるものである。6. 本図は、都市計画法第11条第1項の規定に基づき、都市計画区域の用途地域を定めるものである。